

企業団水道料金の検討結果について

1. 料金算定期間

○現行水道料金は、平成 26 年度から 28 年度までの 3 カ年の期間に適用することで設定されており、今年度末で終了となるため、受水団体からの水需要に応じた再試算を実施。

○新たに、平成 29 年度から 31 年度までの 3 カ年を料金算定期間とし、今後 14 年間（平成 29～42 年度）の財政収支の中で検証。

*現行料金は、平成 16 年度の改定以来、現在まで、同額適用

*企業団料金は、全国の企業団営用水供給事業 44 団体中、単価比較（供給単価・給水原価）では、低い方から 3 番目程にランク

2. 水需要

○平成 28 年 6 月実施の受水団体への水需要調査（平成 29 年度～38 年度）の結果から、平成 29 年度から 34 年度までは、毎年 0.5%から 1.0%位ずつ右肩下がりが続く見込み。（平成 35 年度からは、約 2.5%減）

*人口減少、節水意識の向上と節水機器の普及による水量低下と推測

*10年後の最大稼働率は 64.8%（H27年度決算 61.2%）、施設利用率は 46.2%（同 52.9%）

3. 料金単価計算

○二部料金制の継続：基本料金と使用料金

○料金算定期間：3年間

○算定期間の全経費を予定水量で割り返した単価

ア 基本料金	固定費/基本水量		
	674,658 千円/77,800 m ³ /日/365 日=	23.76 円	
		料金単価	≒ 23.30 円（据置）
イ 使用料金	変動費/使用水量		
	155,369 千円/14,788,331m ³ /年	=	10.51 円
		料金単価	≒ 11.00 円（据置）

4. 結果

○単価計算の結果、現行単価との差は端数。

○今後 3 年間（平成 29～31 年度）も現行料金の適用で経費回収が可能…料金据置

（参考）将来的には…

○平成 32 年度以降も現行料金で事業運営を行った場合、水需要の低下と施設更新及び耐震化事業により取得した資産の減価償却の開始や、当該事業を対象とした企業債借り入れに係る支払利息の増加と施設の維持修繕費等の経費の増嵩などにより、平成 36 年度以降は欠損金（赤字）が生じる。

○平成 33 年度以降は送水管路の更新（耐震化）といった大事業を控え、内部留保資金に余裕がなくなり、平成 42 年度には資金ショート。

○将来の安定経営のために、平成 35 年度には料金改定が必要。